

京都府公報

号外 第22号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
総務調整課
電話(075)414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話(075)441-3155

目 次

監 査 委 員
包括外部監査結果の公表

ページ
1

監 査 委 員

15年監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により包括外部監査人西田憲司から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年4月30日

京都府監査委員 田 中 英 世
同 大 野 征 次
同 廣 瀬 伸 彦
同 道 林 邦 彦

平成14年度包括外部監査結果報告書

平成15年3月26日

京都府包括外部監査人
西 田 憲 司

総 目 次

第1部 包括外部監査の概要

- ・ 監査対象
- ・ 監査の実施状況
- ・ テーマの選定と視点
- ・ 利害関係

第2部 監査対象別監査結果 福祉編

第一章 社会福祉と京都府社会福祉事業団の概要

- ・ 選定理由
- ・ 実施した監査手続の概要
- ・ 社会福祉と京都府社会福祉行政の概要
- ・ 京都府社会福祉事業団の概要

第二章 京都府立洛南寮

- ・ 洛南寮の概要
- ・ 洛南寮の現状と問題点
- ・ 監査の結果

- ・ 監査の意見

第三章 京都府立心身障害者福祉センター

- ・ 京都府立心身障害者福祉センターの概要
- ・ 身体障害者療護施設の現状と今後の課題
- ・ 附属リハビリテーション病院の現状と問題点
- ・ 監査の結果
- ・ 監査の意見

第四章 京都府が今後検討すべき「福祉施設の経営方法」に関する提言

- ・ 事業団が経営する場合
- ・ 民間事業者が経営する場合
- ・ P F I手法を利用する場合

第3部 監査対象別監査結果 環境編

第一章 京都府環境行政と環境対応

- ・ 選定理由
- ・ 実施した監査手続の概要
- ・ 京都府環境行政の概要
- ・ 京都府の環境対応と環境 I S O

第二章 京都府庁環境 I S Oの環境効果と経済効果

- ・ 京都府環境 I S Oの概要
- ・ 監査・ヒアリング状況
- ・ オフィス活動の I S O14001
- ・ 環境施策項目の I S O14001
- ・ 監査の結果
- ・ 監査の意見

第三章 京都府企業局水道事業における環境対応と環境会計

- ・ 水道事業における環境対応の概要
- ・ 監査・ヒアリング状況
- ・ 浄水場の環境対応と I S O14001
- ・ 水道事業の環境会計
- ・ 監査の結果
- ・ 監査の意見

第四章 京都府が取り組むべきこれからの環境会計のあり方と提言

- ・ 京都府における環境会計について
- ・ 他自治体の環境会計について
- ・ 京都府における環境会計の課題について

第1部 包括外部監査の概要

I. 監査対象

1. 福祉編(第2部)

社会福祉法人京都府社会福祉事業団が管理運営する京都府立洛南寮及び京都府立心身障害者福祉センターについて

2. 環境編(第3部)

環境 ISO(京都府庁及び京都府企業局)及び環境会計(企業局水道事業)について

II. 監査の実施状況

1. 監査の実施期間

平成14年7月23日より平成15年3月24日まで

2. 監査補助者

西田一雄 (技術士・環境コンサルタント)

俣野健司 (公認会計士・税理士)

白井太郎 (公認会計士・税理士)

吉川了平 (公認会計士・税理士・大学教員)

古川温子 (税理士)

III. テーマの選定と視点

京都府行政の遂行に当たっては、経営の効率性や採算性のみが判断基準でないことというまでもない。行政においては、経営効率は悪いが、住民福祉の立場から実施することが必要な施策もある。しかし、この包括外部監査においては、そうした視点からのアプローチを行うことは考えていない。

今回、包括外部監査のテーマとして選定した「福祉」及び「環境」に係る諸問題は、行政が担うべき重要な政策課題であり、経営効率の観点からだけで論じられるものではない。しかし、経営効率を度外視してもよいわけではなく、限られた財源

の下で、より効率的・効果的な実施が追求されるべきものであり、そのためには、投入資金の根拠やその便益との関連等を明らかにすることが不可欠である。

今回の包括外部監査に基づく結果及び意見や提言は、経営効率の視点から、より合理的・効率的な事業の執行を要請するものであり、京都府民の視点という立場からの主たる見識の一つであると御理解いただきたい。

なお、今時の監査においては、より深度ある監査を行うため、監査の対象を「福祉」については、京都府社会福祉事業団が管理運営する洛南寮及び心身障害者福祉センターに、「環境」については、いわゆる環境マネジメントといわれる環境 ISO 及び環境会計に限定することにした。

IV. 利害関係

京都府と包括外部監査人(含監査補助者)の間には、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2部 監査対象別監査結果 福祉編

目 次

第一章 社会福祉と京都府社会福祉事業団の概要

・選定理由.....	7
・実施した監査手続の概要.....	8
・社会福祉と京都府社会福祉行政の概要.....	8
1. 各種施設の概要と根拠法令.....	8
2. 京都府行政における社会福祉事業の位置づけ.....	12
3. 京都府の社会福祉委託業務.....	13
・京都府社会福祉事業団の概要.....	14
1. 設立趣旨.....	14
2. 沿革.....	15
3. 受託施設の概要.....	15
4. 組織.....	18
5. 職員状況、職員配置及び職員数.....	19
6. 職員給与・手当・退職金制度.....	20
7. 決算書概要（平成13年度）と会計制度.....	21
8. 46通知の見直し.....	24

第二章 京都府立洛南寮

・洛南寮の概要.....	26
1. 沿革.....	26
2. 所在地及び施設規模.....	26
3. 組織及び職員.....	26
4. 施設の利用状況.....	26
5. 事業内容.....	27
・洛南寮の現状と問題点.....	27
1. 洛南寮の経営状況.....	27
2. 洛南寮の人件費.....	33
3. 洛南寮の養護老人ホーム機能.....	40
4. 洛南寮の救護施設機能.....	45
・監査の結果.....	48
1. 収支計算の合規性.....	48
2. 問題点の指摘.....	48
・監査の意見.....	50
1. 洛南寮の養護老人ホーム.....	50
2. 洛南寮の救護施設.....	51

第三章 京都府立心身障害者福祉センター

・京都府立心身障害者福祉センターの概要.....	57
1. 設立趣旨.....	57
2. 沿革.....	57
3. 所在地及び施設概要.....	58
4. 組織及び職員.....	58
5. 事業内容.....	59
・身体障害者療護施設の現状と今後の課題.....	60
・附属リハビリテーション病院の現状と問題点.....	60
1. 5期間収支計算書.....	60
2. 経営効率の検討.....	61
3. 固定資産.....	70
4. 予算管理.....	71
5. 病院会計規則に準拠した財務諸表の作成.....	72
6. 立地条件.....	72
7. 業務実績.....	73

8 . 心身障害者福祉センターの各施設の有機的関係が保たれているかの検討.....	75
9 . 附属リハビリテーション病院の近年の取組状況と進捗状況.....	75
. 監査の結果.....	75
1 . 収支計算の合規性.....	75
2 . 問題点の指摘.....	75
. 監査の意見.....	76
第四章 京都府が今後検討すべき「福祉施設の経営方法」に関する提言	
. 事業団が経営する場合.....	78
. 民間事業者が経営する場合.....	81
. P F I手法を利用する場合.....	82

第2部 監査対象別監査結果

——福祉編——

第一章 社会福祉と京都府社会福祉事業団の概要

I. 選定理由

昭和46年7月16日、厚生省社会局長・児童家庭局長の連名により、全国の都道府県知事宛に「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(以下、「46通知」という。)が通知された。

社会福祉法人京都府社会福祉事業団(以下、「事業団」という。)は、この46通知に基づいて昭和52年8月に京都府により設立され、これまで、京都府における社会福祉事業の担い手として重要な役割を果たしてきた。

しかし、昨今、社会福祉基礎構造改革が進み、平成14年8月21日、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長の連名により、各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛に、46通知の見直しとも言うべき「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準の取扱いについて」が通知された。

これにより、今まで「地方公共団体が設置した施設(以下、「公設施設」という。)の経営の委託先は社会福祉事業団を原則とする」とされていた委託先等に関する規定が、「各地方公共団体において、特段の要件を付することなく、委託先を自由に選定できる」ことに変更されることとなった。

事業団が設立された当時と違い、最近の福祉分野においては、積極的な経営と利用者への質の高いサービスの提供を行う民間の社会福祉法人が多数存在している。このような状況の中、この度の通知は、「民間でできることは民間に委ねる」という原則の下、また、地方分権の進展の下で、地方公共団体の自主性を重んじ、公設施設の経営の委託先について、経営の効率化や地域の実情に応じて、民間の社会福祉法人も含めた自由な選択を可能にしたものである。あわせて、事業団に対して、地域における社会福祉事業の担い手として、より一層、重要な役割を果たすことを求めるものとなっている。

この競争化時代において、京都府は事業団への経営委託についての見直しを行い、民間の法人と比較検討した上で、そのいずれかを選択することが必要な時期にきてい

るといえる。したがって、この事業団に関し、その設立目的である「施設の適切かつ効率的な経営」が実行できているのかについてさまざまな角度から検証し、あわせて、京都府における社会福祉事業の担い手としての役割を十分に果たしているといえるのか、また今後も果たしていくことができるのかについて検討することは火急の課題である。

そこで、事業団が京都府から委託を受けて管理運営を行っている洛南寮及び心身障害者福祉センター(以下、「心障センター」という。)を監査の対象とし、その経営内容等を分析することにより、京都府の事業団への関与の妥当性を検証し、さらに公設民営による施設の存続の必要性について、他施設との併設などをも視野に入れて検討することは意義のあるものと考えるところである。

Ⅱ. 実施した監査手続の概要

事業団が管理運営する施設のうち、洛南寮及び心障センターに関する平成13年度の決算報告書や事業報告書を中心に、収支計算書、関係帳票及び証憑書類を照合し、関係者に質問を実施し、一連の処理が所定の法令等に従い適正に処理されているかを検証した。また、現地視察を行い、関係者からの事情聴取、文書による回答や資料を入手し、その他関連資料等の閲覧・分析・比較検討を実施した。あわせて、洛南寮及び心障センターと同種他施設の視察、関係者への質問及び資料収集も実施した。必要に応じ、両施設の本部となる事業団の計算書類を検討した。なお、上記の監査手続は特定取引等の抽出に基づく試査により検証し、一部会計帳簿につき、通査、証憑突合の監査手続を実施したものの、計算書類や提出された資料等それ自体の正確性を直接の目的とする監査手続は実施していない。

洛南寮(救護施設、養護老人ホーム)、及び心障センターの附属リハビリテーション病院を中心とした施設の各種データを検討するとともに、数値化できない業務内容をも考慮しつつ制度その他の面からも問題点と課題の把握に努めた。

Ⅲ. 社会福祉と京都府社会福祉行政の概要

1. 各種施設の概要と根拠法令

主な施設の種類、目的、根拠法令及び利用窓口はつぎの表1-1のとおりである。大

部分の施設の設立には根拠となる法令が存在する。現在(平成15年3月末日まで)の利用者は行政による措置制度に基づき入所することとなっている。なお、包括外部監査で取り上げた検討テーマは、救護施設、養護老人ホーム及びリハビリテーション病院である(表 1-1,1-2,1-3 を参照)。

1-1 各種施設の目的・根拠法令等一覧表

施設の種類	施設の目的及び対象者	根拠法令等	入所(利用)窓口
救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるために独立して日常生活が出来ない要保護者を入所させて、生活扶助を行う。	生活保護法第38条	府地方振興局・市福祉事務所
養護老人ホーム	65歳以上のもので、身体・精神又は環境上及び経済上の理由で居宅において養護を受けられない老人を入所させて養護する。	老人福祉法第20条の4	市福祉事務所・町村役場
特別養護老人ホーム	65歳以上のもので、身体・精神上著しい傷害があるため常時の介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ養護する。	老人福祉法第20条の5	当該施設
肢体不自由者更生施設	肢体不自由者を入所させ、その更生に必要な治療、訓練等を行う。	身体障害者福祉法第29条	市福祉事務所・町村役場
身体障害者療護施設	身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させ、治療及び養護を行う。	身体障害者福祉法第30条	市福祉事務所・町村役場
身体障害者福祉ホーム	低額料金で、身体上の障害により家庭生活が困難な身体障害者に対し、適した居室等を利用させ、日常生活に便宜を供与する。	身体障害者福祉法第30条の2	当該施設
身体障害者授産施設	身体障害者で雇用が困難なものを入所させ、必要な訓練を行い、職業を与え自活させる。	身体障害者福祉法第31条	市福祉事務所・町村役場
補装具製作施設	無料又は低額料金で、補装具の製作又は修理を行う。	身体障害者福祉法第32条	市福祉事務所・町村役場

(社会福祉施設名簿平成13年度版より一部抜粋)

また、社会福祉施設所管別一覧表は、つぎの表 1-2 のとおりである。施設別にみれば、養護老人ホーム数が比較的多く、定員数も京都府全体で1,000人を超えている。一方、救護施設、肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設数は少なく、定員数も限られたものとなっている。